

野木町の規定に基づき、令和5年度の野木町の職員人事行政等について、お知らせします。

### 1. 職員の任免および職員数に関する状況

【採用試験の実施状況】(令和5年度実績)

試験区分		受験者	最終合格者
一般行政職 (令和6年4月採用)	一般事務	23名	5名
	一般事務(障がい者対象)	—	—
	土木技師	1名	1名
一般行政職 (令和6年4月採用・二次募集)	一般事務	24名	4名

【退職者数】(令和5年度実績)

区分	定年退職	早期退職	普通退職	計
一般行政職	2	1	6	9
技能労務職	0	0	0	0
計	2	1	6	9

※定年退職には定年引上げに伴う定年前退職を含む

#### ◆職員数の状況

【等級別職員の状況】(令和5年4月1日)

	基準となる主な職務	職員数	構成比
1級	主事/主事補	20名	11.9%
2級	主事	14名	8.3%
3級	主査	47名	28.0%
4級	係長/主任	48名	28.6%
5級	課長補佐	17名	10.1%
6級	課長	13名	7.7%
7級	部長	4名	2.4%
1級	技能労務職	0名	0%
2級		0名	0%
3級		0名	0%
4級		5名	3.0%
計		168名	100%

【年齢階層別職員の状況】(令和5年4月1日)

年齢	人数	構成比
19歳以下	0名	0.0%
20歳以上 29歳以下	25名	14.9%
30歳以上 39歳以下	70名	41.7%
40歳以上 49歳以下	32名	19.0%
50歳以上 59歳以下	41名	24.4%
合計	168名	100.0%

#### ◆職員数・定員管理の状況

【部門別職員数の状況】(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		4年度	5年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	町民税係(1)  子育て支援係(▲1) 新型コロナウイルス感染症対策係(▲3)
		総務	45	45	0	
		税務	11	12	1	
		労働	0	0	0	
		農水	10	10	0	
		商工	4	4	0	
		土木	17	17	0	
		民生	16	15	▲1	
		衛生	18	15	▲3	
		小計	124	121	▲3	
	教育部門	31	29	▲2	国体推進係(▲2)	
	消防部門	0	0	0		
	小計	155	150	▲5		
公営企業等会計部門	水道	水道	4	4	0	保健医療係(1)、高齢対策係(1)
		下水道	4	4	0	
		その他	8	10	2	
		小計	16	18	2	
合計		171[198]	168[198]	▲3[0]		

(注) 1. 令和5年度地方公共団体定員管理調査による。  
2. 職員数は一般職に属する職員数である。  
3. [ ]内は、条例定数の合計である。

### 2. 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

①人件費の総額(令和5年度一般会計決算見込)

人口(令和5年3月31日現在)	歳出額	人件費	人件費率
24,960名	8,955,098千円	1,505,140千円	16.8%

※人件費には、職員給料・手当のほか、町長等特別職、議会議員、各種行政委員等に支給される給与、報酬が含まれています。

②一般職員の給与費(令和5年度一般会計決算見込)

給料	567,026千円
職員手当	125,488千円
期末勤労手当	227,416千円
計	919,930千円

③特別職の報酬、手当(令和5年4月1日現在)

給料	区分	給料月額等	報酬	区分	給料月額等	期末手当	区分	給料月額等	
	町長	780,000円		議長	350,000円		計	町長	6月期 1.650月分 12月期 1.650月分
	副町長	620,000円		副議長	280,000円			議長	
	教育長	580,000円		議員	260,000円			副議長	
					議員	12月期 1.650月分			
					計	3.3月分			

④職員の平均給料月額および平均年齢(令和5年4月1日現在)

区分	給料月額(平均)	平均年齢
一般行政職(事務職員、技術職員)	303,159円	40.2歳
技能労務職(運転手、用務員)	303,700円	54.1歳

⑤職員の初任給(令和5年4月1日現在)

区分	支給額
一般行政職	大学卒 185,200円
	高校卒 154,600円
技能労務職	高校卒 151,900円

⑥職員の経験年数別・学歴別給料月額(令和5年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 264,933円	352,200円	389,833円
	高校卒 216,000円	—円	373,400円

⑦職員の手当状況(令和5年度実績)

区分	内容		
扶養手当	配偶者	6,500円	
	子	10,000円	
	その他の扶養親族	6,500円	
	16歳から22歳の子1名につき	5,000円加算	
通勤手当	公共交通機関利用	運賃相当額	
	自家用車など利用	2km以上2,000円から	
住居手当	借家	家賃に応じて28,000円以内	
期末勤労手当	支給月	期末手当	勤労手当
	6月期	1.20月分	0.96月分
	12月期	1.25月分	1.01月分
	計	2.45月分	1.97月分
職制上の段階、勤務の級等による加算措置があります。			

区分	内容		
退職手当	勤続年数	自己都合	応募・定年
	20年	19.6695月分	24.586875月分
	25年	28.0395月分	33.27075月分
	35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
定年前早期退職者応募認定制度による特別措置があります。			
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		1.33%
	支給総額		135千円
	手当の種類(手当数)		4
時間外手当	5年度	支給総額	53,646千円
		職員1人当たり支給年額	358千円
	4年度	支給総額	59,650千円
		職員1人当たり支給年額	373千円

⑧勤務時間の状況

- 始業終業時間 8時30分～17時15分
- ※勤務の特殊性がある場合は、別に勤務時間を定めます。
- 休憩時間 12時～13時

⑨年次有給休暇

- 一の年度において、20日以内
- 取得状況 平均使用日数11.6日

⑩特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、忌引、交通機関の事故その他特別の事由により勤務しないことが相当と認められる休暇

⑪介護休暇

【概要】職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護で、勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度

- 取得状況 なし

⑫介護時間

【概要】職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間内の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度

- 取得状況 1名

⑬病気休暇

【概要】職員が負傷または疾病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

- 医師等の証明書が必要な病気休暇の取得状況 10名

### 3. 職員の休業に関する状況

(1)育児休業

◆育児休業および部分休業

【概要】子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とする制度

- 育児休業利用状況 9名  
(生後3年に達しない子を養育している職員)
- 部分休業利用状況 5名  
(3歳に満たない子を養育している職員が復職した場合に取得できる・勤務しない時間給与減額)

(2)自己啓発休業

地方公務員法第26条の5の規定に基づき、公務に関する能力向上を目的として、大学等課程の履修または国際貢献活動のため休業する制度

- 自己啓発休業利用状況 なし

(3)修学部分休業

地方公務員法第26条の2の規定に基づき、公務に関する能力向上を目的として、学校教育法に規定する各種教育施設で、勤務時間の一部を修学のために休業する制度

- 修学部分休業利用状況 なし

(4)配偶者同行休業

地方公務員法第26条の6の規定に基づき、配偶者の勤務や修学等の外国滞在に同行するため休業する制度

- 配偶者同行休業利用状況 なし

### 4. 職員の分限処分および懲戒処分の状況

(1)分限処分

【概要】地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、退職をさせることができる制度

- 分限処分の状況 6名

(2)懲戒処分

【概要】地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職および免職の処分をする制度

- 懲戒処分の状況 1名

### 5. 職員のサービスの状況

(1)服務規律の概要

全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、誠実かつ公正に職務に専念する規律

(2)服務規律の確保のために

- 地方公務員として相応しい接客等を行うために野木町職員接遇マニュアルの実施
- 野木町人材育成基本方針の実施

### 6. 退職管理の状況

退職時課長職以上の職員で、令和6年4月1日以降再就職した者 1名  
(本町で再任用された者を除く)

## 7. 職員の研修および人事評価の状況

### (1) 研修の実施状況(受講者数)

- 小山地区職員研修協議会研修…114名
- 栃木県市町村職員研修協議会研修…24名
- 町自主研修等…304名

### (2) 職員の人事評価の実施状況

「人事評価制度」を平成28年度から導入・実施し、令和4年度の評価結果については、令和5年度6月期および12月期の勤勉手当、1月期の昇給に反映しました。

区分	内容
目的	職員の能力および業績を公正に把握することで、主体的かつ高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理により、組織全体の士気高揚、公務能率の向上、住民サービス向上を図る。
評価対象者	一般職の職員
評価項目	【能力評価】評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価 【業績評価】職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価
評価期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで

## 8. 職員の福祉および利益の保護の状況

### (1) 職員の健康の保持増進対策

- 健康診断…一般健康診断、がん検診、ストレスチェック診断
- メンタルヘルス対策…カウンセリングの実施

### (2) 労働安全衛生に関する事項

- 野木町職員衛生委員会の設置

### (3) 公務災害補償の実施状況

【概要】地方公務員法第45条第1項の規定に基づき、職員が公務により死亡、負傷若しくは疾病し、または障害状態になった場合において、補償する制度

- 認定件数 2件

### (4) 職員互助会への補助の実施状況

- 職員互助会が実施する職員の福利厚生事業に対し、1人当たり1,500円の補助をしています。

## 9. 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、令和5年度に新たな措置要求はなかった。

## 10. 不利益処分に関する不服申し立ての状況

係属事案はなく、令和5年度に新たな不服申し立てはなかった。

シリーズ 野木町のごみ処理 150 問生活環境課 ☎(57)4246

## プラ容器の出し方

- 透明または白色半透明の袋で出してください。

- プラ容器として収集できるものには「プラ」マークがついています。

※プラスチック製容器包装として該当するものは、製品の包装に使われているものだけです。

容器包装以外のプラスチック製品は【可燃ごみ】に、ペットボトルは【資源物(ペットボトル)】に分別してください。

- 汚れは軽く水で流して、乾かしてから袋に入れてください。

### 《汚れていないと判断するポイント》

①中身が使い切られていること ②洗った形跡があること ③全体的にベツタリと汚れが付着していないこと

→カレーやラーメンなどプラ容器に色がついてしまうものは、洗って食べ残しなどが付いていなければ、色が付いた状態でもプラ容器として出すことができます。

※中身が見えないチューブやボトルの場合は…

→逆さにして中身が出てこないこと

→容器の口部にベツタリと汚れが付着していないこと

- 値札などのシールは、剥がすのが難しいのであれば貼ったままでも問題ありません。



令和6年10月から燃やすごみ・可燃ごみ(もやしつかないごみ)の指定ごみ袋制度が始まります。

(移行期間:10月1日～、完全実施:令和7年4月1日～)

燃やすごみ(可燃ごみ)の中に含まれている資源物について、分別と回収にご協力いただくことで、限りある資源の循環を促進するとともに、温室効果ガスを削減することを目的としています。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

### 【8月以降の指定ごみ袋制度導入説明会】

☎ 8月25日(日)9時～ 新橋小学校多目的ホール 9月15日(日)9時～ 野木第二中学校体育館  
9月21日(土)9時～ 野木中学校体育館 9月28日(土)16時30分～ 南赤塚小学校体育館

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせ等のご協力をお願いします。

※スリッパ等をご持参ください。

※自治会等での個別説明会のご要望がありましたら、生活環境課までご連絡ください。

